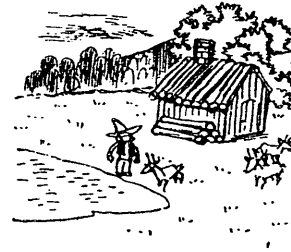


## ニュース断片

# 第15回国際社会福祉会議



第15回国際社会福祉会議は「社会開発の新たな発展を求めて——社会福祉の役割」(New Strategies for Social Development-Role of Social Welfare)の主題のもとに、本年9月6日より12日まで、フィリピンのマニラにおいて開催された。国際社会福祉会議は隔年に開催される会議であるが、アジア地域において開催されたのは、1958年に東京で第9回の会議(当時は国際社会事業会議と呼ばれた)が開催されて以来12年ぶりである。

1970年代を迎えて、過去10年間の社会福祉の歩みを省み、来たるべき10年を展望するというこの意義ある会議が、アジアで開催されることはまことに喜ばしいことであり、長い

間会議の準備にあたり、会議を成功させたフィリピン組織委員会の努力とホスピタリティーにたいし感謝を献げたい。国際社会福祉協会は国連の経済社会理事会、ユネスコ、WHO、その他専門機関にたいし諮問的立場にあるが、国連においても、本年は「第2次開発の十年」の開始年であり、第15回国際社会福祉会議への期待がよせられていた。

第15回国際社会福祉会議の形式は、大体従来の会議の形式をとったが、参加者がより積極的に会議に参加できるようにという声を反映して、若干の変更や改革がおこなわれた。主な変更は、従来の研究部会 Study Groups を指定部会 (Designated Exchange Groups) と

公開部会 (Open Exchange Groups) に分けたことである。前者は従来の研究部会と同様に、あらかじめ各部会に登録された各国よりのごく少数の代表により構成されるが、後者には誰でも自由に参加できる。これにより多くの参加者が、一定の問題について、会期中を通じて他の国の人びと、種々の考えをもつ人びとと経験をわかち合う機会を得られた。

また一般集会 (General Meetings) は半日あるいは1日、一定の議題につき講演あるいはパネル討議がおこなわれ、それに対し参加者より質疑応答がおこなわれるもので、これには従来より誰でも参加できたが、多人数の会合であるため意をつくし得ない点があった。今回はこのような形式の会合の後、さらに必要であれば、小人数の会合をもち、十分な意見、経験の交換をはかろうという試みがおこなわれた。国際社会福祉会議は、回を重ねるにつれて参加者の数もふえ規模が大きくなり、議題もより学問的、論理的となる傾向にある。今回の試みは、すべての参加者が身近な問題について互いに語りあう機会を与えられるとともに、まさに自分は会議に参加した

のだという実感と満足を得られるようにという配慮のもとに計画されたが、その成果は各国代表の帰国後の反響いかんによって、次の第16回国際社会福祉会議（1972年 オランダ、ハーグ）の形式に反映されるであろう。

なお、本会議は9月6日の晩の開会式をもって幕を開けたが、会議の準備として、あるいはこの会議に付随して関連団体の会議などがおこなわれた。会議のプログラムは次のとおりである。

会議前に開催された会合その他（略）

第15回国際社会福祉会議

1. 総会

2. 一般集会

- (1) 開発途上国における人的資源の開発と国内開発との関係
- (2) 革新的な社会変動をすすめ、また導入する過程（部分的に各国国内委員会の報告書を基調とする）
- (3) 国際連合の1970年代の社会開発計画
- (4) 国際連合の専門機関の事業
- (5) 国際的児童福祉サービス

(6) 加入団体の会議の要点

国際社会事業学校会議の報告

国際ソーシャルワーカー連盟のシンポジウムの報告

(7) 国際的民間社会事業における改革

(8) 今後提案されるテーマのための予備

3. 委員会

(1) 社会変動と新しいニード 1960—70

(2) 社会変動と予想される新しいニード

1970—1980

(3) 国家発展計画における社会福祉

(4) サービスを提供する組織・機構

(5) 社会福祉事業の専門職

4. 国際交流部会

指定部会

(1) 開発途上国の地域開発における革新

(2) 先進国の地域開発における革新

(3) 開発途上国の所得能力の増大における革新

(4) 先進国の所得能力の増大における革新

(5) 開発途上国の保健・衛生サービスにおけ

る革新

(6) 先進国の保健・衛生サービスにおける革新

(7) 社会保障における革新

(8) 種族問題や移民を含む少数者集団に対するサービスにおける革新

(9) 矯正サービスにおける革新

(10) 人的資源、社会福祉に従事する人々の人員補充、カウンセリング、教育、活用などの問題。各種の職業分野によって行な

われる諸サービスの調整の問題。ボランティア。サービスの受益者参加の問題

(11) 文化面の国際協力。自国と他国の文化の

違いによりおこる問題とその調和

(12) 家族政策における革新

公開部会

(1) いくつかの国内委員会報告書についての討議

(2) 地域的な問題についての討議

(3) 精神障害者問題

(4) 身体障害者のリハビリテーション

(5) 学校と社会福祉

- (6)著者と読者との会合
- (7)コンサルタントとの相談会合
- (8)病院におけるチームとその活動
- (9)変動する社会における老人問題
- (10)住宅 Re-Housing. 社会計画
- (11)民間社会福祉事業の財政など社会福祉に関する一般人へのPR活動

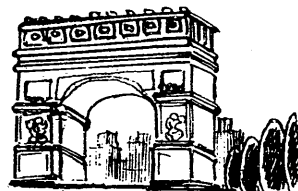
- (12)難民に対するサービスにおける革新
- (13)国際社会事業における革新

#### 5. 特別集会その他

(山内匡子 国際社会福祉協議会・日本国委員会)

## フランスの自営業者健

### 康保険制度の修正



フランスでは1966年7月12日の法律で、農業部門を除く自営業者の健康保険制度が創設されたが、本誌でも幾度か紹介されたように、自営業者当人たちの反対が強く、長い間事実上棚上げされたまま放置されてきた。しかし昨年末にいたり、ようやくこの問題にもけりがつき、今年1月7日の官報で前記1966

年法を改正する法律が公布された。

修正を受けた1966年法はいちおう1969年1月から施行されることになっていたものの、これに対する批判や反対が多く、全国的規模にわたる自営業者のストライキが起こるなど、制度は暗礁にのり上げた形になっていた。

ひとたび議会を通過して正式に公布されたはずの法律が、自営業者側の実力行使を背景にした反対で実施されないという事態が重大な段階に到達するなかで、1969年8月には、5日と26日に2回にわたって自営業者代表と政府との間で問題解決のための交渉が行なわれた。

この交渉で自営業者代表から政府に対していくつかの事項の申入れが強く行なわれたが、今回の修正法では、これらの申入れ事項がある程度まで受け入れられる形となった。その結果、修正法は1966年の旧法と比べた場合、次の4点についての重要な変更をその内容としている。すなわち、受給者数の減少、適用を受けるリスクの拡張、国および企業の財源分担、ならびに運営組織の改善の4点である。以下にそれぞれについて簡単に述べておこう。

#### 制度の適用範囲

この自営業者健康保険制度のもとで被保険者となり得る者は、原則として職人、企業主、商店主、自由業者である。ただし今回の